

保護者のみなさまへ

北海道小樽桜陽高等学校長 西 川 勤

本校における新型コロナウイルス感染症に係る対応について（お願い）

日頃より本校教育活動の推進にご支援とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5月8日からの5類感染症への移行に伴い、学校における新型コロナウイルス感染症対策について、国及び北海道教育委員会より、新たに改定された衛生管理マニュアル、ガイドラインに留意し対応するよう通知がありました。

そこで、本校としては、引き続き通知等に基づいた感染症対策に取り組むとともに、示された点に留意しながら教育活動を推進していくことといたします。

つきましては、ご家庭におかれましては、引き続き、感染拡大防止対策等、ご理解とご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 出席停止措置の取扱いについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。
- (2) 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。
- (3) 北海道教育委員会作成の別紙「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」をご参照ください。

2. 濃厚接触者の取扱いについて

- (1) 濃厚接触者としての特定を行わないため、感染が確認されていない場合は、ただちに出席停止の対象とはならない。

3. 出欠の取扱いについて

- (1) 発熱やのどの痛み、咳などの普段と異なる症状がある場合の欠席は、出席停止としない。
- (2) 医療的ケアを必要とする生徒等や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等については、「登校すべきでない」との主治医等の見解を保護者から確認された場合は、欠席とはしない。
- (3) 感染の不安で休ませたいと相談があった生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は、欠席とはしない。

4. 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等について

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しない。
- (2) 新型コロナウイルス感染症とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはない。

5. その他

- (1) 健康上の把握は、学校と家庭が連携し把握することを進めるとともに、生徒等の検温等について、学校への提出はしない。
- (2) 学校教育活動において、生徒及び教職員に対してマスク着用を求めないことが基本となる。ただし、社会一般においてマスク着用が推奨される場面や地域や学校において感染が流行している場合などには、マスクの着用が推奨されますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることはありません。
- (3) 不明な点等ございましたら、本校教頭（電話0134-23-0671）にお問い合わせください。